

取扱商品等により定義したうえで、従業者50人以上の大型店舗に限定して悉皆調査している)。通商産業省の統計でも百貨店の売上の約50%が衣料品であり、スーパーの売上の40%が飲料品であることは、批判意見の指摘するとおりであるが、それを根拠にこれらの統計が役に立たず、小売販売統計が不完全であるという批判は必ずしも当たらない。

通商産業省は、毎月指定統計である「商業動態統計調査」の結果を公表しており、その中で全国の小売業の月間販売額の動きを季節調整指数を含め公表している。卸売業との合計額である商業販売額の内訳という区分になっているため、一般にはわかりにくいことや、同統計の一部を構成する大型小売店販売額のみを二三日前に公表しているため、同統計全体については新聞でもほとんど目立たない扱いとなっている。

この調査は、3年に一度悉皆調査される商業統計調査の対象商店を母集団とするサンプル調査であり(大型小売店については悉皆調査)、従業者20人以上の小売店については個別標本抽出によるが、従業者19人以下の小売店については地域標本調査によっており、一定地域内の小売店については新設されたものを含めて全て調査対象としている。このため、最近話題のロードサイド店やコンビニエンスストアもサンプルに含まれており、小売販売額は統計数字に表われているほど減少していないという批判は当たらない。コンビニエンスストア等特定の業態別の集計は、サンプル調査の統計精度上の限界があるので実施していないことは批判意見の指摘のとおりであるが、主要業種別の集計は公表されており、小売業全体の動向把握に不可欠な情報が欠落しているわけではない。昭

和50年代には本統計調査による小売販売額の数値と3年に一度行われる商業統計調査との間に大きな乖離が生じたこともあったが、サンプル抽出方法や推計方法に改善を重ねた結果、最近ではほとんど差がないといってよい信頼度の高い統計になっている。

四半期別にこの統計をみると、百貨店、スーパーともに昨年の4—6月から前年同期比でマイナスとなっており、小売業全体も昨年4—6月から同様の動きを示していること、前年同期比でみてマイナスの幅は、スーパーが比較的小さく、百貨店が最も大きく、小売業全体は概ねその中間にあること、スーパーと百貨店を合計した大型店の方が小売業全体よりマイナス幅が大きいことなどがわかる。このように、小売販売額の実態は、百貨店販売額や大型小売店販売額の統計で見ると悪くはないという批判意見の実態認識は正しいが、それを裏付ける統計は存在しているのである。

経済企画庁が作成している月例経済報告においても、個人消費の分析に関連して小売関係で引用されている統計は、新車新規登録台数、全国百貨店販売額(通商産業省)、チェーンストア売上高(業界統計)の三つであり、同報告作成時までにはこれらの統計と同じ月の数字が公表されているにもかかわらず、小売業全体の動きを示す統計は活用されていない。統計作成者のPRの努力が不足していることは十分反省しなければならないが、為替や株式等の市場関係者以外の統計利用者も、速報性において優位にある統計を重視しすぎて、木を見て森を見ていない状況に陥っているのではなからうか。

統計情報 1993. 5月号から

大切なもの、忘れないで

統計は明日のための常備薬

—平成5年度「統計の日」ポスター標語が決定—



小山統計局長から表彰される阿久津さん

統計思想の一層の普及啓蒙を図り、統計に対する国民の関心と理解を深めるため、国は10月18日を統計の日と定めています。

統計の日は、日本で最初の近代的生産統計である「府県物産表」に関する太政官布告が公布された明治3年9月24日(太陰暦)を現在の太陽暦に換算して、10月18日としたものです。

(昭和48年7月30日閣議決定)

総務庁統計局では、「統計の日」のポスターに使用する標語について、統計局・統計センターの職員のほか、各省庁、都道府県及び市町村の統計担当職員並びに統計調査員から毎年募集しており、本年は全国から1,382点の作品が集まりました。(内訳は、国が108点、都道府県が416点、市町村が224点、統計調査員が634点でした。)

6月25日に開かれた審査委員会で入選作品6点(特選1点、佳作5点)が決定され、本県企画部統

計課・阿久津修一さんの作品がみごと特選に輝き、7月29日、総務庁統計局において表彰式が行われました。昨年も本県統計課職員の作品が特選に選ばれており、2年連続の特選獲得となりました。

審査委員長である小山統計局長は、特選となった標語について、「この標語は、統計を大切に、より多く利用してほしい気持ちがうかがえる。統計の重要性・必要性を、現代風の標語の言葉としてソフトに表現している。常備薬という言葉は、様々な解釈ができるが、広く考え、常に身近にあって、かついつも利用できる非常に大切なものということを表現した言葉と考える。」と講評しています。

なお、この標語は「統計の日」のポスターに使用されるほか、各種印刷物に使用され、統計の啓蒙活動に一役買うことになります。

来年も更にすばらしい標語が集まることを期待するとともに、より一層統計に対する関心、理解を深め、統計の有効利用を促進していきたいものです。(統計課・普及指導グループ)

特 選

「大切なもの、忘れないで」

—統計は明日のための常備薬—

茨城県企画部統計課 阿久津修一

佳 作

「あなたは知っていますか」

—データが私達に語りかけていることを—

東京都杉並区統計調査員 岡本 章子

「今日を知り明日に活かす統計調査」

「統計で“みつめる”“みなおす”地球の未来」

東京都足立区統計調査員 安棲 繁美

「統計は社会を見る目 見直す目」

佐賀県企画局統計課 山田 閑子

「統計を生かしてひらく豊かな未来」

静岡県企画調整部統計課 吉田 知己



受彰者及び審査委員の方々
(前列左から3番目が阿久津さん)

第9次漁業センサスについて

調査の目的

我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁業生産の背後条件の現状と動向を総合的に明らかにし、水産行政施策の基礎資料を整備することを目的とする。

調査の根拠法令等

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)によって施行される指定統計調査(農林省指定統計第67号)である。

調査の種類

海面漁業基本調査
内水面漁業調査

この他、統計情報部長、地方農政局統計情報事務所長及び地方農政局統計情報事務所出張所長が行う漁業地区調査がある。

調査の沿革

昭和24年の第1次漁業センサス以降5年ごとに実施し、通算すると今回で10回目となるが、途中昭和33年は海面漁業のみの調査となったため、今回が第9次漁業センサスとなる。

調査の期日

平成5年11月1日現在(5年周期)

今回調査の特色

- (1) 漁業資源の有効利用と経営の安定化が求められるなか、資源管理型漁業の実態を明らかにする。
- (2) 会社経営体の兼業状況を明らかにする。
- (3) 内水面の河川・湖沼が、レクリエーションの場としての利用が進んでいるなか、内水面

漁場の環境保全及び水産資源の保護等の実態を明らかにする。

調査の範囲

- (1) 海面漁業基本調査
海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業従事者世帯
- (2) 内水面漁業調査
 - 調査対象湖沼(霞ヶ浦、北浦、涸沼、外浪逆浦、牛久沼)における漁業経営体
 - 内水面養殖業経営体
 - 内水面漁業協同組合

調査事項

〈海面漁業基本調査〉

- (1) 漁業経営に関する事項
 - 経営体階層別経営組織別漁業経営体数
 - 経営体階層別漁業経営状況
 - その他
- (2) 漁船に関する事項
 - 規模別漁船隻数
 - 規模別乗組員数
 - 漁業種類別漁船の装置、装備の状況
 - その他
- (3) 世帯に関する事項
 - 漁業の専兼業別世帯数及び世帯員数
 - 経営体階層別兼業状況
 - その他
- (4) 漁業従事者に関する事項
 - 性別年齢別漁業従事者数
 - 従事形態別漁業従事者数
 - その他

〈内水面漁業調査〉

- (1) 湖沼漁業に関する事項

- 経営体階層別漁業経営体数
 - 漁業種類別漁業経営体数
 - 漁船隻数
 - 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
 - その他
- (2) 内水面養殖業に関する事項
- 養殖種類別漁業経営体数
 - 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
 - 養殖魚種別漁業経営状況
 - その他
- (3) 内水面漁業協同組合に関する事項
- 内水面漁業協同組合数、組合員数及び組合事業の有無別組合数
 - 魚種別放流数量及び放流事業費
 - 魚種別遊漁者数
 - 漁獲魚種別延べ河川漁協組合員数
 - その他

調査の方法

調査員が、調査客体に面接して聞き取り(内水面漁業協同組合については指導員が聞き取り)調査する。ただし、一部は自計申告調査による。

調査の経路

農林水産省——県——市町村——指導員——調査員

表—1 調査の経過(茨城県分)

年次	海面経営体数 (経営体)	対前回比 (%)	内水面養殖業経営体数 (経営体)	対前回比 (%)
昭和43年	1,235	—	71	—
昭和48年	1,006	△18.5	363	411.3
昭和53年	965	△4.1	327	△9.9
昭和58年	902	△6.5	262	△19.9
昭和63年	848	△6.0	180	△31.3

調査結果の公表

- (1) 農林水産省
- 速報 平成6年8月
 - 確報 平成7年3月から随時
- (2) 県
- 速報 平成6年8月
 - 確報 平成6年12月

調査の経過(茨城県分)

〈概要〉

- (1) 世界の200海里体制、第1次・2次石油危機、沿岸漁業の不振等により経営体の減少傾向が続いている。
- (2) 内水面養殖についても、湖沼環境の悪化、魚価の低迷等により48年をピークに減少傾向が続いている。(表—1)

前回調査結果の概要(昭和63年11月1日)

海面漁業経営体…………… 848経営体
 海面漁業従事者世帯…………… 1,318世帯
 海面使用漁船数…………… 1,152隻
 海面漁業従事者数…………… 2,561人
 内水面漁業経営体…………… 1,340経営体
 内水面漁業協同組合…………… 47組合
 内水面漁業協同組合員数……………16,530人
 (統計課・商工農林グループ)